

支局発 農業委員会ネットワーク

タブレット導入し 利用状況調査開始

古河市農業委員会(船橋新五会長)では、本年度から4台のタブレットを導入して利用状況調査を開始した。昨年度は約2~3カ月の調査期間が必要だったが、本年度は約3週間に短縮。タブレットの衛星利用測位システム(GPS)機能の利用や航空写真を表示することで、調査地を間違えることなくスムーズに特定ができ、精度の向上にもつなげることができた。

茨城 古河市農業委員会



タブレットを片手に調査。推進委員の(右から)関さん、尾花さん

たどり着くだけで一苦労だったのが 調査効率、大幅アップ

「今年は耕作しているな」と、タブレットに写し出された地図と現地を見比べながら利用状況調査に取り組み、現地調査がスムーズにすすむ。昨年までの調査は、事務

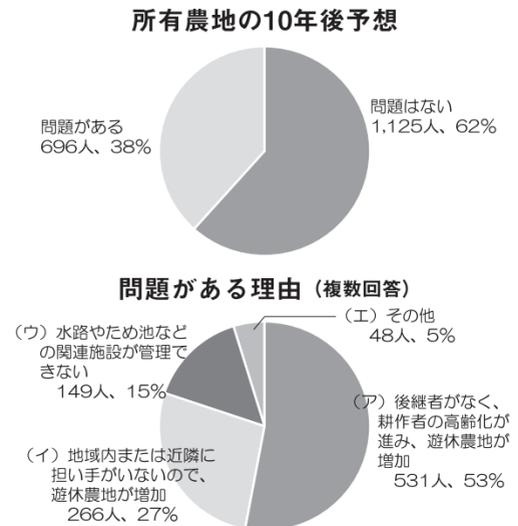
両委員ペアで戸別訪問 今後と状況を全戸調査

普通寺市は、地形は平地だが、市の南部と西部は山間に隣接している。米と麦、野菜、畜産を組み合わせた複合経営に取り組み農業者のほか、山間地や傾斜地を活用し、キウイフルーツなどの果樹栽培の認定農業者や新規就農者も目立っている。同市農業委員会(立石泰夫会長)は2017年7月に新体制に移行し、農業委員14人、農地利用最適化推進委員14人で活動している。

事前周知し関係機関と連携

同委員会は、18年5月か調査は、地域の農地をどうら12月にかけてJAの生産有効活用していくか考えて組合単位の7地区に分け、いくための基礎データの収集、農地所有者を対象にした意見集、また人・農地プランの向調査を実施している。同実質化に向けた資料として

香川 普通寺市農業委員会



調査について協議する事務局(立石会長は中央左)

局でA1版の農地の筆界がわかる地図を約200枚印刷し、道路や学校など目印になる場所を蛍光ペンで色付けして現地に行きやすいようにしていた。また、農業委員・推進委員のグループを8班に分け、1班当たり20~30枚の地図を持って現地を確認していた。地図上で事前に調査地を確認しているが、現地に行ってみると地図にない新しい道路ができていたり、目印がない場所があったりと、調査地にたどり着くだけでも一苦労。特に雨の日は地図を大きく広げることができず、なかなか調査地にたどり着けない。

地道に所有者に耕作をお願い

また、進入路がないところや、湿地で条件が悪いところは遊休農地になりがち。担い手は条件が悪い土地は知っているから借りない。「基盤整備などを契機に条件がよくなれば借りる担い手もいると思うが…」と解消を危惧する。一方で、調査に取り組み活用するために行った。調査は、農業委員・推進委員がペアになって戸別訪問し、経営主から話を聞く形式で行った。項目は、①集落や地域の農業の今後の展望や意見など②農地の耕作や後継者に関する状況などの2点。

農地を活かし担い手を応援する

聞き取り調査がやりやすいよう設問内容も工夫し、調査する農業委員・推進委員と経営主に負担をかけるないようにした。調査にあたっては、円滑に聞き取りができるよう、事前に地元の生産組合長に依頼して所有者への周知を図った。「初めての取り組み取りを行えるはず。農業はしっかりと行った。関係機関との連携は不可欠」と話す。

市内では、現在約3地区で人・農地プランの実質化を終了している。この3地区は集落営農法人が活躍する地域で、農地の集積・集約化が比較的図られている地域だ。今後、市では1~2年をかけて計10地区のプランの実質化を図っていくと話す。

プラン実質化の基礎資料に

農地の法律相談

監修 弁護士 高木賢

この契約に基づき、所有権を取得するためには、当該土地が農地であることから農地法の許可が必要で、耕作目的であれば法3条、転用目的であれば法5条の申請手続き(それぞれの許可要件などは地元農業委員会にご確認ください)

この場合、この請求権は債権的請求権と解されており、ご相談の事例は10年の消滅時効(民法167条)で消滅しているかどうか微妙なところがありますので、早急に弁護士等の法律の専門家にご相談することをお勧めします。

◇次回は2月7日付

登記簿の所有名義が売り主のまま

許可申請は当事者双方連名が必要 売り主が同意しない場合には訴訟

私の父親が先月亡くなり財産の整理をしてきたところ、10年ほど前に売り主と父親が締結した農地購入の売買契約書と売り主の書いた売買代金の受領書が出てきました。

調べた結果、土地登記簿の所有名義は売り主のままとなっており、現状は不耕作状態です。まだ売り主の方とはお話をしていますが、この土地を私名義(相続人は私一人です)にすることは可能でしょうか。

また、そのためにはどのような手続きが必要なのか教えてください。

仮に、売り主の方が手続きに同意しない場合は、農地の売買などの効力発生には農地法の許可が法定条件となっていることから相手方に対する許可申請協力請求権があることとされていますので、この請求権に基づいて許可申請すべきとの訴訟を起こすことが考えられます。

この場合、この請求権は債権的請求権と解されており、ご相談の事例は10年の消滅時効(民法167条)で消滅しているかどうか微妙なところがありますので、早急に弁護士等の法律の専門家にご相談することをお勧めします。

農委活動の道しるべ 持続可能な地域農業のあり方

東京農工大学名誉教授 淵野 雄二郎

新たな基本計画の検討

現在、食料・農業・農村基本計画見直しの議論が大詰めを迎えている。新たな基本計画では、現場実態を踏まえた施策の体系が示されることを期待したい。

本来、国民に安全で安心な食料を提供する農業は公共性の高いものであり、グローバル化した国際市場に委ねるのではなく、農業者から加工流通業者、生活主体である消費者が、農地および周辺環境を「貴重な地域資源」として見直し、「持続可能な地域農業の発展」を共通の目標として掲げた取り組みが必要である。

それは、経済成長至上主義にあおられてきた食料・農業・農村政策の見直しであり、人口減少と高齢化の進行のもとで、自由化の波を一番受ける、中間地域対策であり、地域農業の振興と地域活性化を表裏一体のものとしての取り組み支援である。

もちろん農家の営農支援が基本となり、経営安定対策などの充実、新規就農者の就業環境整備が農政の柱になるが、農地は広く「国民のための限られた資源(農地法第1条)として、生産

正確な情報発信とコーディネーターの役割を期待

食料・農業・農村政策などに関する正確な情報を発信するとともに、行政、JA、市民団体、消費者団体などと連携して、農業振興のための交流事業や講演会シンポジウムなどを企画し、持続可能な地域農業の推進を図るコーディネーターとしての一層の役割を果たすことが期待される。

機能のほか緑地や水源の涵養(かんよう)、景観の維持など多面的機能を有する財であり、地域住民の暮らしを支える公益的利用(体験型農園や福祉農園など)や里山や平地林保全活動なども「持続可能な地域農業」を支える活動として、政策体系に位置づけることが必要である。

こうした政策体系の見直し動向を視野に入れて、農業委員会も多様な活動が期待される。

農業委員の基本業務は、法令業務と農地利用の最適化業務(担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進)だが、農地利用をめぐる案件は、環境や食育、福祉、防災など多分野にわたる場合が多く、中立的で地域の農地に刻まれてきた歴史を知る農業委員の役割は貴重である。